

# 不正競争防止法平成30年改正の概要 (限定提供データ、技術的制限手段等)

経済産業省  
知的財産政策室

## 1-1. 改正の背景

- 「Connected Industries」を実現するためには、付加価値の源泉となる「データ」の利活用を活発化することが必要。
- そのため、データ提供への動機付け、契約の高度化支援、安心してデータを取引できる環境整備、関連技術の研究開発、人材育成など、各般にわたる施策を一体的に推進。

### データの共有・利活用

- データ活用事業者の認定制度の創設、税制等による支援
- リアルデータをもつ大手・中堅企業とAIベンチャーとの連携によるAIシステム開発支援
- 自動走行、ヘルスクエア等の実証事業を通じたモデル創出・ルール整備
- 「データ契約ガイドライン」の改訂
- 安心してデータの提供・利用ができる環境の整備（不正競争防止法改正）

### 日本の強みである「リアルデータ」を核に、支援を強化

データ活用に向けた基盤整備  
＜研究開発、人材育成、サイバーセキュリティ＞

さらなる展開  
＜国際、ベンチャー、地域・中小企業＞

- ◆ 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 新たな情報財検討委員会 報告書（抄）（平成29年3月）
- ・ 利用を拒否することができる排他的な権利として物権的な権利を設定することについて、現時点では望ましいとは言えない。
- ・ 価値あるデータの保有者及び利用者が、安心してデータを提供しかつ利用できる公正な競争秩序を確保するため、新たな不正競争行為の対象となる行為や保護対象となるデータについて、先端ビジネスや事業に及ぼす影響に留意しつつ、産業の実態を踏まえ、具体的に検討を進めることが適当。
- ◆ 「未来投資戦略2017」（抄）（平成29年6月9日閣議決定）
- ・ 安心してデータをやり取りでき、データの創出・収集・分析・管理などに対しての開発等の投資に見合った適正な対価を得られる環境を整備するため、データの不正取得の禁止など不正競争防止法の改正も視野に検討する。

1

## 1 - 2. 改正に向けた検討経緯

- **平成28年12月より**、産業構造審議会「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」及び「不正競争防止小委員会」において、**合計15回の審議**を行い、**平成30年1月19日に中間報告を策定・公表**。
- **第196回国会にて**、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が**成立し**、**平成30年5月30日に公布**。

### 【検討経緯】

- **平成28年12月～5月**  
営業秘密の保護・活用に関する小委員会（委員長：岡村久道）にて検討（計6回）
- **平成29年7月～平成30年1月**  
不正競争防止小委員会にて検討を重ね（計9回）  
パブリックコメント（平成29年11月24日～12月24日）  
を踏まえ、平成30年1月19日に中間報告を策定・公表
- **平成29年12月～**  
制度の詳細を実務的に明確化するため「不正競争防止に関するガイドライン素案策定WG」を立ち上げ
- **平成30年5月23日**  
第196回国会にて、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が可決・成立
- **平成30年5月30日**  
「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布

### 【不正競争防止小委員会 委員】（敬称略）

岡村 久道	京都大学大学院 医学研究科 講師、弁護士（委員長）
相澤 英孝	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授
池村 治	日本経済団体連合会 知的財産委員会 企画部会委員 味の素株式会社 理事 知的財産部長
大水 眞己	日本知的財産協会 常務理事 富士通株式会社 法務・コンプライアンス・知的財産本部 本部長代理
久貝 卓	日本商工会議所 常務理事
河野 智子	ソニー株式会社 スタジオ&パートナーシップ部 著作権政策室 著作権政策担当部長
近藤 健治	トヨタ自動車株式会社 知的財産部長
末吉 亙	潮見坂総合法律事務所 弁護士
杉村 純子	日本弁理士会 第4次産業革命対応リンググループ 座長 プロメテ国際特許事務所 代表弁理士
田村 善之	北海道大学大学院 法学研究科 教授
長澤 健一	キヤノン株式会社 常務執行役員 知的財産法務本部長
野口 祐子	グーグル合同会社 執行役員 法務部長、弁護士
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士
春田 雄一	日本労働組合総連合会 経済政策局長
水越 尚子	エンデバー法律事務所 弁護士
宮島 香澄	日本テレビ 報道局解説委員
矢口 俊哉	東京地方裁判所 判事

2

## 2 - 1. 改正の全体像

- 不正競争防止法は、**事業者間の適正な競争を促進**するため、「不正競争行為」に対する救済措置として、民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定等）や刑事措置を定める法律。
- 平成30年改正は、①**限定提供データの不正取得・使用等に対する民事措置の創設**をするとともに、②**技術的制限手段の効果を妨げる行為に対する規律の強化**、③**証拠収集手続の強化**を行うもの。

### 【改正事項】

#### ① 「限定提供データ」の不正取得・使用等に対する民事措置の創設【新規】 (第2条第1項第11号～16号、第2条第7項、第19条第1項第8号)

**ID・パスワード等により管理しつつ、相手方を限定して提供するデータを不正に取得・使用・提供する行為**を、新たに「不正競争行為」に位置づけ、これに対する**民事上の救済措置（差止請求権等）**を設ける。

#### ② 「技術的制限手段」の効果を妨げる行為に対する規律の強化【改正】 (第2条第1項第17号・18号、第2条第8項、第19条第1項第9号)

いわゆる「プロテクト破り」（技術的制限手段の効果を妨げる行為）を**助長する不正競争行為**の範囲を、プロテクトを破る機器の提供だけでなく、**代行サービスの提供等に拡大**。

#### ③ 証拠収集手続の強化【改正】(第7条)

**特許法等と同様に**、裁判所が**書類提出命令を出すに際して非公開（インカメラ）で書類の必要性を判断できる手続を創設**するとともに、**技術専門家（専門委員）がインカメラ手続に関与**できるようにする。

3